

静岡理工科大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

静岡理工科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、静岡理工科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神、理念、大学及び大学院の目的を明文化して、簡潔な文章で明確に定め、使命・目的及び教育目的は、大学及び大学院ごとに学則等で定め、その中で個性・特色を明示している。大学の目的は、学校教育法第83条に照らし適切に掲げられている。社会状況変化に伴い、目的を見直し対処している。使命・目的及び教育目的は、印刷物やホームページで周知し、中期計画に組み込み、年度ごとに計画を見直している。使命・目的及び教育目的を達成する必要な組織等が整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、印刷物、ホームページ等で周知し公正かつ妥当な方法で入学者を選抜している。教育目的を踏まえて履修指針・推奨履修モデルを作成し体系化させ課程別編成方針を設定して実践教育に結びつけている。教職員協働で組織体制を整備し教育効果を高める工夫が行われている。成績評価基準、進級及び卒業・修了認定等の基準を学則等で定め、必要な組織による支援体制を整えている。学内外の多彩な奨学金による支援や、各種委員会、相談員、助言教員制を設けるなど充実した学生支援制度を整えている。教員採用等は中期計画に組み込み、「静岡理工科大学教員選考基準」「静岡理工科大学教員候補者選考規程」等に基づき実施している。設置基準を上回る校地、校舎、図書館、グラウンド、体育施設、教育研究付属施設を適切に整備し活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人静岡理工科大学寄附行為」「学校法人静岡理工科大学寄附行為施行規程」及び「学校法人静岡理工科大学倫理行動規範」を定めて、遵守すべき行動基準と遂行の責任を規定し表明している。教育研究活動等の状況はホームページや各種刊行物で公開している。「学校法人静岡理工科大学寄附行為」等に基づき理事会及び評議員会は運営され、理事長委任権限、常務理事会及び経営委員会の審議事項が明確である。監事及び評議員会は関連法令を遵守して機能し、三様監査体制により監査され、理事会等に報告・提言している。大学は大学評議会を最高審議機関と定め、教授会、理工学研究科委員会のほか学長の直轄組織を設置し、学長の権限と責任が明確で円滑な意思決定につなげている。大学事務局の業務執行体制と教育研究支援体制は整備されている。5か年ごとの中期計画で数値目標、収支予測を掲げて財務計画を策定し、目的計画別予算管理が行われ、効率的で透明性が確保されている。学校法人及び大学の帰属収支差は健全性を維持し、安定的な経営基盤が構築されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

教育に関する自己点検・評価は毎年度教育評価委員会のもとで実施している。大学事務局から独立した企画室で数多くのアンケートを実施し、評価データ等は学内で閲覧可能とし、その結果を自己点検・評価及び教育に反映、活用している。大学機関別認証評価に係る自己点検評価報告書はホームページで学内外に公開され、その評価結果は中期計画に反映して実施している。自己点検・評価を活用する仕組みを構築しており、大学の使命・目的及び教育目的を円滑に行う機能を持っている。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的等に基づいた教育研究に積極的に取り組んでいる。経営・管理と財務は権限と責任が明確に規定され運営は適切である。自己点検・評価は各種アンケート等を最大限に利用して全学的に適切に活用できる取組みがされている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域・社会連携」については、大学独自の基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」と定め、大学の理念は「豊かな人間性を基に、『やまいか精神と創造性』で地域社会に貢献する技術者を育成する」と定めている。大学の目的は「学校教育法及び教育基本法に基づき、科学・技術に関する学術を研究教授し、国際的視野と技術者としての使命感を持った向上心溢れる人材の育成、及び実践的創造的研究により社会に貢献することを目的とする」とし、大学院の目的は「科学・技術の高度の教育・研究を通じて、広く人類の文化の発展に寄与することを目的とする」としている。教育目的は、大学は学部・学科ごとに、大学院は専攻ごとにそれぞれ詳細に定めている。

建学の精神をはじめ、理念、使命・目的及び教育目的は、具体的かつ明確で簡潔にまとめ、その趣旨が理解できるように配慮している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、「豊かな人間性」「やらまいか精神」「ものづくりやシステムづくりにその技術及び技能を活用できる人材」「システムづくり・コンテンツづくりができる専門職業人」などを個性・特色として「静岡理工科大学の教育研究上の目的に関する規程」で明示し、大学院は「広い視野」「精深な学識」を個性・特色として「静岡理工科大学大学院の教育研究上の目的に関する規程」で明示している。使命・目的は大学学則及び大学院学則に掲げ、教育研究目的は大学の学部及び学科ごとに、大学院研究科及び専攻ごとに、それぞれ上記 2 規程で定めており、これらは学校教育法第 83 条に照らし適合している。

社会状況の変化に対応し、学則及び教育研究上の目的に関する規程を必要に応じて見直し改正している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の策定及び改正は、大学は大学評議会及び教授会を、大学院は研究科運営委員会及び大学院研究科委員会を、それぞれ経て学校法人の所定の機関で決定しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、学生には学生便覧等の印刷物配付や授業で、教職員は会議や学内掲示で、一般にはホームページで、それぞれ周知している。

平成 19(2007)年度を起点とする 5 か年ごとの中期計画に使命・目的及び教育目的を組み込み、毎年度策定の実行計画に反映している。

大学及び大学院にそれぞれ三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を定め、使命・目的及び教育目的の遂行に必要な教育研究組織と教職員を配置し、相互連携を十分に機能させて体系的に運営している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは大学、大学院とも明確に定められ、学生便覧、大学院履修要覧、入学試験要項、ホームページ等に明示・周知されている。また大学が求める人材を選別するために、複数の入試により公正・妥当な入学者選抜が行われている。入学定員、収容定員の充足に関しては、学内に環境改善のための組織を設けて、入学者の安定的な確保について検討が行われている。理工学部、総合情報学部とも収容定員の充足率は概ね良好であり、学部全体としてはこの水準を維持することを期待したい。大学院においては経済的な支援方策等により入学者増が図られている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を明確に定め、大学全体、学部・学科ごとに定められたカリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程が設定されている。教育課程は「Ⅰ類（教養教育）」「Ⅱ類（専門基礎科目）」「Ⅲ類（専門科目）」に分類され、この中に「PBL(Project Based Learning)科目群」を設け体系的に編成されている。またカリキュラムポリシーに即した教育課程において推奨履修モデルが示され周知されている。授業内容においてはナンバリング（到達目標水準）を行い、学修の段階や順序等を表し、体系的な教育課程が示されている。履修においてはキャップ制が採用され、「キャリア・ポートフォリオ」により学修時間、学修行動が把握できるシステムを導入している。授業方法の工夫については、教育評価委員会を設置し、そのもとに八つの教育PDCA小委員会を設置し継続的なPDCAを実施している。また各学科にはピアレビュー委員会を設置して自己評価・教育改善を実施している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教育方針の策定、教育課程の編成、FD(Faculty Development)等に関しては教職員の協働による体制が整備されている。実験・演習科目では教育補助員として TA、SA(Student Assistant)を配置し教育活動を支援している。入学時より学生個々に助言教員が定められ、「学生カルテ」「キャリア・ポートフォリオ」等の活用、学期ごとに設定されるオフィスアワー等により学生の指導が細やかに行われている。教育開発センターも学生への学修支援を行っている。さらに学生指導には GPA(Grade Point Average)が活用されている。授業改善については各学期末に学生による全科目対象の授業評価アンケートが実施され、教員は自己評価レポートを作成し学修・授業支援体制改善に反映させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定と成績評価基準については学生便覧、講義要項に 5 段階評価が明示され周知されている。また科目ごとの評価基準はシラバスに明示され厳正に適用されている。GPA による成績評価が導入され、スカラシップをはじめ、就職・大学院進学への推薦・各種褒賞の基準として利用されている。卒業要件、学位授与基準については、学生便覧、大学院履修要覧に明示され、厳正に適用されている。学位は、学部において卒業研究発表、大学院では中間発表、論文審査、修士論文発表を経て、学部は全学教授会、大学院は研究科委員会において厳正に審査が行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立に関する指導のために、「キャリア形成委員会」「キャリア形成教育

PDCA 小委員会」を設置し、卒業研究指導教員、キャリア支援課・学務課職員、キャリアカウンセラーとの協働体制により、就職・進学指導に関する充実した支援体制がとられている。

キャリア形成教育として、教育課程に「キャリア開発講座 1・2・3」「就職準備ガイダンス」「実践技術者講座」「インターンシップ」「ワークライフ実践論」などの科目を 1～4 年次までに配置し、体系的なキャリア教育を実施している。

文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」などに採択され、「キャリア・ポートフォリオ」の整備・実施やセミナーなどを実施して教育体制の効果を挙げている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「在学生アンケート」「就職に関するアンケート(卒業時)」「卒業生アンケート(就労時)」「企業アンケート」を実施し、教育目標の達成状況を点検・分析し、その結果を関連委員会で検討して改善に活用している。

学生による「授業評価アンケート」を全科目で実施してその結果を各教員に配付し、「授業評価アンケート」結果をもとに各教員が「自己評価レポート」を作成し、そのレポートは全教職員が閲覧できるようにしている。

改善活動に関しては、「教育評価委員会」のもとに八つの教育 PDCA 小委員会を組織し、常にフィードバックしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会を中心にハラスメント委員会、ハラスメント相談員、助言教員制、キャンパスライフ学生会議などの組織を設けて適切に学生支援に携わっている。

学内外の各種貸与及び給付の奨学金制度、学費減免制度、学費利子助成交付制度、緊急援助奨学生制度を設けて経済的な支援を適切に行っている。また課外活動を行う活動費補助や各種イベント補助を適切に行っている。

精神的な健康の維持・管理のため、学生相談室に必要な臨床心理士、カウンセラー及び

心理相談員を配置し、学生に対する指導助言を適切に行っている。

「在学生アンケート」の実施と分析、学生で構成する「キャンパスライフ学生会議」、教職員学生で構成する「ものづくり活動推進会議」「学生食堂連絡会」などを通じて、学生生活全般に関する学生の意見をくみ上げ、学生サービスの改善に反映している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部、大学院ともに、専任教員数及び教授数は設置基準を満たしている。また教育目的及び教育課程に即した教員が確保され、適切に配置されている。

教員採用については、中期計画に基づいて実施しており、採用・昇任については、「静岡理工科大学教員選考基準」「静岡理工科大学教員候補者選考規程」などに基づき適切に実施している。

FD については、授業公開、シンポジウムや研修会を開催するほか、若手教員のサバティカル制度（特別研究休暇制度）を導入するなど、組織的に取り組んでいる。

教員評価については、教員の自己評価、学生による授業評価アンケートなど 4 項目で実施し、給与と賞与に反映する教員評価制度を導入して活性化を図っている。

教養教育については、教育内容により 10 分野に区分し、教員評価委員会、教育部会のもとに、それぞれクラスタとして担当会議を設けて責任体制が確立している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のため、設置基準を上回る校地、校舎を有し、実習施設、体育施設、図書館等が適切に整備され、有効に活用されている。図書館は適切な規模を有し、かつ十分な学術情報資料が確保されている。「やらまいか創造工学センター」「先端機器分析センター」などは、学生たちの自主的なものづくり活動や学内外の研究・教育活動を支援する付属施設として整備され、適切に運用されている。

施設・設備に対する学生の意見は、「在学生アンケート」からくみ上げ、施設・設備の改善に反映している。消防署の支援を受けた学生教職員合同の防災訓練が毎年実施され、安全管理に努めている。授業を行う学生数については、一部多人数で行う授業科目もあるが、概ね適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人は、「学校法人静岡理工科大学倫理行動規範」を制定し、全教職員が遵守すべき行動基準を規定し表明するとともに、平成 19(2007)年度から 5 か年ごとの中期計画を策定し、使命・目的の確実な履行を継続的に実施するための仕組みを整えている。

学校教育法、私立学校法などの大学の設置、運営に関する法令の遵守については、「学校法人静岡理工科大学寄附行為」を基本に関係諸規則が整備され適切に運営管理されている。

環境保全、人権及び安全への配慮については、「静岡理工科大学安全管理規程」「ハラスメント防止等に関する規程」「危機管理規程」を制定し、冊子の配付による周知や定期的な訓練などの実施により、実効的な対策がとられている。

学校教育法施行規則や私立学校法に定められている公表すべき教育情報や財務情報を大学のホームページや各種刊行物により適切に公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の使命・目的を達成するため、理事会は「学校法人静岡理工科大学寄附行為」及び「学校法人静岡理工科大学寄附行為施行規程」に基づき、定例的に開催するほか必要に応じて臨時に開催している。

「学校法人静岡理工科大学理事会業務委任規則」により、理事長に一定の権限が委任され、法人業務の迅速かつ的確な意思決定が行える体制を整備している。

学校法人の役職員で構成する「経営委員会」は、理事長を議長として定例的に開催され、学校法人が直面する諸問題をはじめ、懸案事項、将来構想など理事長の業務執行に際し、戦略的な意思決定に貢献している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長を議長とする「大学評議会」を最高審議機関と定め、教授会、理工学研究科委員会、教育に関わる約 30 の部会、委員会が組織され意思決定が行われており、組織上の位置付けが明確に整備され適切に機能している。

学長の職務は「学校法人静岡理工科大学組織規程」で定められ、理事会の方針に基づいて大学運営全般を行う権限と責任を有している。また、「大学評議会」をはじめとして、主要委員会の委員長として会議の運営を行い、学長自らがトップとして組織運営を統括している。

学長のリーダーシップの発揮のために学長直轄の「企画室」を設置し、教育活動全般に係る IR(Institutional Research)活動、他大学の調査研究、大学の将来計画など学長の適切な意思決定に資する業務を担当している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長は職務として理事・評議員を兼務しており、学校法人の方針・意思決定に関わる管理部門である理事会と教学部門である大学との連携を図っている。定例的に開催の常務理

事会、経営委員会、合同校長会では、法人と教学部門の重要事項について報告と協議がなされ、円滑な意思決定が行われており、管理部門と教学部門の意思疎通は十分に図られている。

監事の選任及び職務については、「学校法人静岡理工科大学寄附行為」に規定され、理事会・評議員会に出席し財務状況及び監査報告を行うなど業務を適切に執行している。

中期計画に基づく実行計画は、職員懇談会、各種会議、委員会、ワーキンググループで審議され、その提案が意識決定機関に上申される仕組みとなっており、ボトムアップ型の提案を取込む機能が整備されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の業務執行体制については、「学校法人静岡理工科大学組織規程」「静岡理工科大学事務組織規程」に基づき使命と目標を達成するための事務組織が編制され、「学校法人静岡理工科大学稟議規程」「学校法人静岡理工科大学文書等取扱規程」などによる職務権限に従い業務が執行され、適切に機能している。

業務の遂行に当たり職員の目標管理制度を導入し、学長及び事務局長の年度方針に基づき、各課業務の重点項目を設定し目標達成を目指すことで組織の活性化と個人の能力向上及び成長を図っている。事務職員の資質・能力向上の取組みについては、学外研修参加報告会、課題・問題解決のための意見交換会、若手職員全員参加による検討会などを実施している。平成 26(2014)年度から、同一法人内の高等学校からの進学者が安心して入学できるように、入学前から事務職員が個別担当する「高・大フォロワー制度」を創設し、教育機関に所属する職員としての意識向上を図っている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

現在、第 2 次中期計画（平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度）が進行中であり、その

中で5か年間の数値目標、収支予測を掲げて財務計画を策定している。単年度予算は、理事長のもとに策定される経営基本方針、事業計画及び予算編成方針に従い編成され、中期計画に基づき適切な財務運営が行われている。帰属収入の大部分を学生生徒等納付金が占めるが、学生生徒等納付金比率をはじめ、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率などの比率は良好である。補助金、科学研究費助成事業、寄附金、受託研究料などの外部資金獲得に努め、学生生徒等納付金以外の収入増加を図る努力が実績に結びついている。法人及び大学の帰属収支差額は健全性を維持しており、将来の施設設備投資に向けた自己資金も確保され、安定した財務基盤が構築されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき、「学校法人静岡理工科大学経理規程」などの諸規則が整備され、各規則を遵守した会計処理が行われている。目的計画別に編成された予算は、学内ネットワークによる電子決裁及び会計システムにより執行・管理され、予算と決算に著しい乖離が生じないように補正予算を編成している。金融資産の運用は、「学校法人静岡理工科大学経理規程」「学校法人静岡理工科大学資金運用基準」により運用範囲・手続が規定され、「資金運用諮問委員会」が定期的に運用状況の点検・確認を行っている。監事、公認会計士、監査室による監査体制が整備されており、監事は、中間決算・期末決算監査を行うとともに、理事会・評議員会に出席し、業務執行状況を監査し、改善への報告・提言を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は「静岡理工科大学自己評価委員会規程」に基づき自己点検・評価を実施している。学長が議長を務める「大学評議会」のもと、自己評価委員会は自己点検・評価体制、自己点検評価書の作成などを統括し、「教育評価委員会」は教育評価の方法、教育 PDCA など教育に関する自己点検・評価を行っており、大学の使命・目的を達成するための自己点検・評価活動を推進する組織体制は適切である。

5 か年中期計画の PDCA サイクルに基づき、自己点検・評価が各年度行われ、中期計画の終了時点には、自己評価委員会が適切に自己点検・評価を総括しており、周期等の適切性が確保されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

学長直轄の企画室は、「授業評価アンケート」「学生の勉学意識に関するアンケート調査」「就職に関するアンケート」などのアンケート調査を実施し、各種データの収集・分析を行うとともに、その結果を教育効果の評価を含む自己点検・評価に活用している。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析が行われる体制が整備され、エビデンスに基づく客観的な自己点検・評価を行っている。学内活動に関する各種データ・資料や中期計画結果と評価データなどは、大学基幹システムと連動する「SIST 情報システム」を通して学内全教職員が閲覧することが可能になっている。中期計画終了時点で総括する「自己点検評価書」や大学機関別認証評価に係る「自己評価報告書」はホームページで学内外に公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

5 か年中期計画を年度ごとの実行計画書に落とし込み、計画の達成状況をチェックするとともに、各種アンケートにより得られた結果を改善対策として次年度以降の実行計画に反映させる仕組みで自己点検・評価を行っている。中期計画の終了時点では、「自己評価委員会」のもとで適切に自己点検・評価を総括しており、大学の使命、目的及び教育目的を

達成するための PDCA サイクルが確立され、機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域・社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 行政・企業や国内外の大学との適切な関係

A-2-① 大学の知の拠点をふまえた行政・企業や国内外の大学との関係

【概評】

建学の精神として、「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」が掲げられており、大学が位置する袋井市周辺は多くの製造業が立地している地域である。大学が持つ物的・人的資源を地域社会が活用することは地方都市に立地する大学の重要な機能の一部といえる。

人的資源の提供については、公開講座、公開シンポジウム、市民体験入学、機器分析講座、SIST サロン、SIST コロキウム、出張・体験講座、オープンカレッジ、英語講座、お理工塾、ボランティア活動などが行われている。また産学官民の連携事業も行われている。

物的資源の提供は、学内の各種施設（講義室・体育館・運動場・コート）、専門的な設備（図書館・機器分析センター・工作センター・情報センター）も規定に従って利用されている。大学の持つ物的・人的資源を社会へ公開し、一般市民をはじめ、小学生から大学生に至る幅広い対象が参加できる行事が、多方面にわたって実施されている。このように地域社会とのきめ細かい協力関係が構築されていることは特筆すべき点である。

行政・企業や国内外の大学との交流において、大学は産学官連携ポリシーを定め、制度的・組織的に体制を整えて、数多くの企業や公的機関、行政機関、他大学と連携しており、大学の使命・目的及び教育目的の達成に対して適切に対応している。企業に対しては共同研究や技術相談、講師・指導員の交流、各種催事への参加がある。また財団法人等複数の公的機関との関係では、機関が主催する催事への参加、大学授業への機関の参加・協力がある。また袋井市、静岡市、浜松市、静岡県と協定を締結し、各種審議会へ大学教員を派遣している。他大学との交流では、静岡県内の諸大学との単位互換、共同授業実施、国外では東アジアの大学との間で学術、教育、友好面で連携・交流している。学内組織としては、「科学教育連携センター」「総合技術研究所」「国際交流センター」により連携体制を整えている。

